

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表
されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2022年 2 月10日

株式会社Liv-up

(Liv-up Co.,Ltd.)

代表取締役社長 内藤 雅之

東京都港区三田一丁目 4 番28号

03-5418-5100

取締役管理部長 中谷 正雄

宝印刷株式会社

代表取締役社長 堆 誠一郎

東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社Liv-up

<https://www.liv-up.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期累計期間	第20期 第1四半期累計期間	第19期
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
売上高 (千円)	694,328	702,805	2,047,377
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△18,575	100,926	△77,922
四半期純利益又は 四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△13,644	65,998	△55,017
純資産額 (千円)	1,433,337	1,433,962	1,379,964
総資産額 (千円)	2,240,900	2,320,913	2,529,933
1株当たり四半期純利益又は 四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△13.64	66.00	△55.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	64.0	61.8	54.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第19期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第20期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、適用による当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
17	39.4	2.8	5,096

（注）1．従業員数は就業人員数であります。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社の事業は、不動産開発販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は良好に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当第1四半期累計期間における我が国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な経済活動の自粛や制限が続きました。ワクチン接種の広がり等により経済正常化への動きは続いているものの、変異株による感染拡大が猛威を振るっており、国内景気の先行きは依然として不透明であり予断を許さない状況が続いております。

当社が属する不動産業界におきましては、マイナス金利政策により住宅ローン金利は低水準で推移しておりますが、東京都の新設住宅着工戸数は前年の水準を下回って推移しており、用地取得の競争激化や建築コストの上昇等から経営環境は厳しさを増しております。

このような事業環境のもと、当社は東京都内の人気のエリア（港区・渋谷区・目黒区・世田谷区・品川区等）を中心とした不動産用地の取得に注力し、「需要は多いが供給は極めて少ない」希少性の高い居住用不動産及び収益用不動産の開発販売を行いました。

当第1四半期累計期間におきましては、当社の得意エリアの一つである東京都港区内の大型新築戸建住宅の販売が堅調に推移いたしました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は702,805千円（前年同四半期比1.2%増）、営業利益は112,436千円（前年同四半期は13,492千円の営業損失）、経常利益は100,926千円（前年同四半期は18,575千円の経常損失）、四半期純利益は65,998千円（前年同四半期は13,644千円の四半期純損失）となりました。

また、2021年11月12日付「株式会社グリットとの合併に関する合意のお知らせ」の開示のとおり、株式会社グリットとの間で、当社を存続会社とし、株式会社グリットを消滅会社とする旨の吸収合併に関して合意することを決議し、2021年11月30日に契約を締結し、2022年1月31日付で株式会社グリットを吸収合併いたしました。

本合併を通じ、当社及び株式会社グリットの親会社である株式会社グリットパートナーズがそれぞれの強みを有する戸建分譲事業及び収益不動産の売買事業を協業して展開することで、住宅不動産市場において更なる存在感を発揮し成長を目指します。

なお、当社の事業セグメントは不動産開発販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。以下では、主な事業区分について記載しております。

（居住用不動産事業）

居住用不動産事業は、戸建住宅の開発・販売及び中古住宅のリノベーションを行っており、当第1四半期累計期間は合計8件（戸建住宅6件・建築条件付土地販売1件・土地分譲1件）の引渡しを行い、売上高は657,947千円（前年同四半期比27.0%増）となりました。

（収益用不動産事業）

収益用不動産事業は、アパート等の投資家向けの収益用不動産の開発・販売を行っており、当第1四半期累計期間は1件（収益用アパート1件）の引渡しを行い、売上高は37,325千円（前年同四半期比78.7%減）となりました。

（その他事業）

その他事業は、収益用不動産（アパート等）の販売に至るまでの賃貸収入、仲介手数料収入及びコンサルティング収入等により、当第1四半期累計期間の売上高は7,533千円（前年同四半期比463.8%増）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業形態におきましては、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載していません。

(3) 販売実績

当第1四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期累計期間 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	前年同四半期比 (%)
居住用不動産事業 (千円)	657,947	127.0
収益用不動産事業 (千円)	37,325	21.3
その他事業 (千円)	7,533	563.8
合計 (千円)	702,805	101.2

(注) 1. 当社の事業セグメントは、不動産開発販売事業のみの単一セグメントであるため、事業区分別の販売実績を記載しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合につきましては、当第1四半期累計期間は記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当第1四半期累計期間において重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当社の事業内容その他に関するリスクについて、投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、次のものが考えられます。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項についても、投資家の皆様の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針があります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 不動産市況等の影響について

不動産開発販売事業における各プロジェクトの原価は、仕入価格及び建築費に大きく依存します。地価が高騰し仕入原価が上昇した場合や資材価格又は労務費の高騰により建築費が上昇し、販売価格への転嫁が困難な場合には、計画した利益を得ることができない可能性があります。

また、この局面では、不良在庫の発生を回避するため物件を慎重に見極めて仕入を行うこととなるため、仕入実績が計画を下回り、想定した経営成績を達成できない可能性があります。

(2) 金利変動の影響について

当社は、事業用地や中古マンション等の仕入を行うにあたっては、案件ごとに金融機関より借入を行い、資金を調達しております。このため、金融政策や経済情勢等により金利水準や金融環境等に変動があった場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響が生じる可能性があります。

(3) 引渡しを基準とした売上計上について

不動産開発販売事業の各プロジェクトにおいては、販売不動産の引渡しを基準として売上計上を行っております。売上予算に対する比率が高いプロジェクトの引渡時期に変更があった場合や、各プロジェクトにおいて販売動向の変化又は工期の遅延等により引渡時期に変更があった場合には、当社の経営成績が変動する可能性があります。

(4) 特定エリアに特化した事業展開について

当社は、販売時における優位性を確保するため、基幹事業である居住用不動産事業及び収益用不動産事業については人気及び希少性が高く資産価値の維持が期待できるエリアを選定して事業展開をしており、主要な事業エリアは、東京都港区・渋谷区・目黒区・世田谷区・品川区とその隣接区部であります。

当社では事業ノウハウの収集と蓄積により他社との差別化を進め、事業の優位性確保に努めておりますが、このエリアの不動産流通量は限定的であり、競合他社の参入による競争激化や規制緩和等のビジネス環境の変化によっては、当社の競争力を維持できなくなる可能性があります。

また、当該エリアにおける不動産流通量の変動並びに住宅需要及び地価の動向等が、当社の経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 販売期間の長期化について

当社は、販売時における優位性の確保に重点を置いた仕入をし、早期完売による在庫リスクの回避を図っております。しかしながら、景気動向、不動産市況の悪化や競争激化等の要因で販売が長期化した場合には、販売価格の下落やたな卸資産の評価損の計上等が発生し、当社の経営成績及び財務状況に影響が生じる可能性があります。

(6) 施工業者の確保について

当社は、自社内に施工部署を有しておらず、住宅やアパートの建築工事、中古マンションの改装工事等については社外の施工業者に発注しております。日頃より与信及び技術水準の観点から信頼性の高い施工業者の確保に努めておりますが、施工業者の経営不振や職人不足等の外的要因、また今後において仕入物件の増加や事業エリアの拡大等により当社の選定基準を満たす施工業者を確保できなかった場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社の事業は、不動産業界及び建設業界に関する法令による規制を受けております。

当社では、事業活動を行う前提として宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許及び建築士法に基づく二級建築士事務所登録を受けておりますが、本発行者情報公表日までの間で、免許・登録の取消事由となる事実は発生しておりません。

しかしながら、将来において、規制の強化や新法の制定等により事業活動上制約を受けた場合や、何らかの事情により免許・登録が取り消され、又は更新が認められなかった場合には、事業計画の見直しを迫られる等によって、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

当社が受けている許認可の内容は、次のとおりであります。

取 得 年 月 日	2003年5月9日	2007年2月5日
許 認 可 等 の 名 称	宅地建物取引業者免許	二級建築士事務所登録
所 管 官 庁 等	東京都	東京都
許 認 可 等 の 内 容	東京都知事免許(4)第81909号	東京都知事登録 第13915号
有 効 期 間	2018年5月10日～ 2023年5月9日	2022年2月5日～ 2027年2月4日
法 令 違 反 の 要 件 及 び 主 な 許 認 可 取 消 事 由	(宅地建物取引業法第65条～第67条) 宅建業者に対する監督処分 1. 指示処分の主な該当事由 ・業務に関し取引関係者に損害を与え、又は与えるおそれが大であるとき 2. 業務停止処分の主な該当事由 ・取引態様の明示義務違反 ・誇大広告等の禁止違反 3. 免許取消処分の主な該当事由 ・不正手段による免許取得、業務停止処分に違反するとして免許を取り消され、取消の日から5年を経過していない者	(建築士法第26条) 建築士事務所に対する監督処分 1. 文書注意、戒告又は閉鎖処分の主な該当事由 ・延べ面積300㎡を超える建築物に係る書面による契約義務違反 ・再委託の制限違反 ・帳簿の備付け等及び図書の保存義務違反 2. 登録取消処分の主な該当事由 ・虚偽又は不正の事実に基づく登録、建築士事務所について登録を取り消され、取消の日から5年を経過していない者
備 考	—	—

(8) 契約不適合責任について

当社が住宅及びアパートの開発販売を行うにあたっては、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分について、引渡しから10年間の瑕疵担保責任を負います。一方、中古不動産の販売においては、「宅地建物取引業法」に基づき、引渡しから2年間の契約不適合責任を負います。このため、当社販売物件が品質等に関して契約の内容に適合しないものであった場合には、修補のための費用負担や当社の信用の毀損等が生じ、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

なお、2009年10月1日に施行された「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」において、新築住宅を供給する宅地建物取引業者は瑕疵担保責任の履行のため資力確保のための措置をとることが義務付けられております。これに基づき、当社では、国土交通大臣が指定する保険法人と保険契約を締結し、法律上の義務を果たしております。

(9) 自然災害の影響について

当社の事業エリアにおいて、大地震や台風等の大規模な自然災害が発生し、工事の中断・遅延、不動産需要の減退、所有資産の毀損等があった場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(10) 人材の確保について

当社の成長は、その事業特質から人的資源に大きく依存するため、豊富な業界経験と実績を有する人材の確保と優秀な新規学卒者の採用が不可欠であります。しかしながら、人材の確保が計画したとおりに進捗しない場合や既存の従業員が社外に流出した場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(11) 特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役である内藤雅之は、営業力、知識ノウハウ等を活かして、当社の経営方針及び経営戦略の決定並びに事業推進について重要な役割を果たしております。当社は、同人に過度に依存しない経営体制の整備の必要性を認識しており、取締役会や経営会議等による合議制や取締役及び幹部社員への権限移譲を進めておりますが、現時点において、同人が何らかの要因により取締役として業務を執行することが困難となった場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(12) 個人情報の管理について

当社は、取引先及び顧客等の個人情報を保有しており、その取扱いについては、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、「個人情報保護管理規程」を制定・運用することにより細心の注意を払っております。しかしながら、万が一個人情報の外部漏洩等が生じた場合には、当社の信用を大きく毀損する結果となり、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(13) 訴訟等について

当社は、関係法令を遵守し近隣に配慮した施工を行うとともに、販売物件に対して厳格な品質管理を課しております。また、顧客への販売後においても、アフターメンテナンス等を通じて積極的なアフターフォローを実施しております。しかしながら、当社販売物件における瑕疵の発生又は建築工事に関するさまざまな苦情・トラブル等に起因する訴訟その他の手段によって損害賠償その他の請求があった場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、財務基盤の状況及び企業を取り巻く事業環境等を総合的に勘案したうえで、必要な内部留保を確保しながら、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針であります。しかしながら、通期業績、財政状態その他の状況に変化があった場合には、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は未だ拡大傾向にあり、その収束時期が見通せない状況にあります。このような社会環境下で景気後退の懸念や消費マインドの低下は続いており、不動産市況の悪化が顕著に現れた場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

当社では、新型コロナウイルス感染症の流行以降、役員及び従業員のマスク着用、手洗い・うがいの励行、咳エチケットの徹底、衛生用品の配備及び社内での消毒等の感染対策に努めております。しかしながら、このような対策にもかかわらず当社の役員又は従業員への感染が確認され、オフィスの閉鎖やこれに伴う事業運営の停滞が生じた場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

また、当社の施工現場において新型コロナウイルス感染症への感染が見られた場合には、工事の一時停止等により竣工時期に遅延が生じることで、当社の経営成績及び事業展開に影響が生じる可能性があります。

(16) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場においては、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、当該市場への上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は下記義務の履行を求められております。当該 J-Adviser 契約には、下記義務の履行を怠り又は J-Adviser 契約に違反した場合は、相手方は相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めて義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内に義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月以上前の書面による通知により、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の催告を受けた場合であって催告期間内に、下記義務の履行又は違反の是正が果たせないとき、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できないときは、当社普通株式の上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser 契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

＜J-Adviser契約の解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）は催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧発行情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭指定振替機関における取扱い
- 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮株主の権利の不当な制限
- 甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に

制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解除につながる可能性のある要因は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、株式会社グリットとの間で、当社を存続会社とし、株式会社グリットを消滅会社とする旨の吸収合併に関して合意することを決議し、2021年11月30日付で合併契約を締結いたしました。なお、当社は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。また、本合併については、2022年1月31日をもって効力が発生いたしました。

詳細は「第6【経理の状況】 1【四半期財務諸表】 【注記事項】（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末の総資産は2,320,913千円となり、前事業年度末と比較して209,019千円減少いたしました。その主な原因は、以下のとおりであります。

(流動資産)

当第1四半期会計期間末の流動資産は2,264,023千円となり、前事業年度末と比較して173,257千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が160,264千円増加、仕掛販売用不動産が288,220千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末の固定資産は56,889千円となり、前事業年度末と比較して35,762千円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産の減少34,910千円等によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末の流動負債は798,374千円となり、前事業年度末と比較して263,372千円減少いたしました。これは主に、短期借入金が251,700千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末の固定負債は88,576千円となり、前事業年度末と比較して354千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が922千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は1,433,962千円となり、前事業年度末と比較して53,998千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が65,998千円増加したこと及び配当金の支払いにより利益剰余金が12,000千円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

「1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当第1四半期会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社機能	1,554	1,639	1,630	66	4,891	17

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち、「その他」は、「車両運搬具」、「工具、器具及び備品」であります。
3. 本社はすべて賃借物件であり、当第1四半期累計期間における賃借料（共益費含む）は、12,916千円であります。
4. 従業員数は就業人員であります。
5. 当社の事業は、不動産開発販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	当第1四半期 会計期間末 現在発行数 (株) (2021年12月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2022年2月10日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年12月31日	—	1,000,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	10,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、当第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 9 月 30 日)	当第 1 四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,214,828	1,375,092
営業未収入金	0	0
販売用不動産	29,094	—
仕掛販売用不動産	1,027,745	739,524
貯蔵品	35	30
その他	165,987	149,785
貸倒引当金	△408	△408
流動資産合計	2,437,280	2,264,023
固定資産		
有形固定資産	4,001	3,260
無形固定資産	1,717	1,630
投資その他の資産	86,932	51,998
固定資産合計	92,652	56,889
資産合計	2,529,933	2,320,913
負債の部		
流動負債		
営業未払金	44,815	19,891
短期借入金	869,500	617,800
1年内返済予定の長期借入金	79,762	105,312
未払法人税等	70	17
前受金	37,969	32,661
賞与引当金	1,797	1,324
その他	27,833	21,368
流動負債合計	1,061,747	798,374
固定負債		
長期借入金	86,542	87,464
その他	1,679	1,112
固定負債合計	88,221	88,576
負債合計	1,149,968	886,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	1,369,964	1,423,962
株主資本合計	1,379,964	1,433,962
純資産合計	1,379,964	1,433,962
負債純資産合計	2,529,933	2,320,913

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	当第1四半期累計期間 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
売上高	694,328	702,805
売上原価	595,543	488,083
売上総利益	98,784	214,722
販売費及び一般管理費	112,277	102,286
営業利益又は営業損失(△)	△13,492	112,436
営業外収益		
受取利息	2	1
還付加算金	262	—
その他	46	56
営業外収益合計	311	57
営業外費用		
支払利息	3,401	9,930
支払手数料	354	1,471
その他	1,638	165
営業外費用合計	5,394	11,567
経常利益又は経常損失(△)	△18,575	100,926
特別損失		
損害補償損失	2,000	—
特別損失合計	2,000	—
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△20,575	100,926
法人税、住民税及び事業税	17	17
法人税等調整額	△6,948	34,910
法人税等合計	△6,931	34,927
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△13,644	65,998

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来に渡って適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

連帯保証債務

以下の会社の金融機関からの借入金に対し、連帯保証を行っております。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
株式会社グリット	一千円	1,000,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	当第1四半期累計期間 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
減価償却費	664千円	538千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月17日 定時株主総会	普通株式	12	12.00	2020年9月30日	2020年12月18日	利益剰余金

当第1四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）

配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月16日 定時株主総会	普通株式	12	12.00	2021年9月30日	2021年12月17日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は不動産開発販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の事業セグメントは不動産開発販売事業の単一セグメントであります。主要なサービスの収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
居住用不動産事業	657,947
収益用不動産事業	37,325
その他事業	7,533
顧客との契約から生じる収益	702,805
その他の収益	—
外部顧客への売上高	702,805

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	当第1四半期累計期間 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)	△13.64円	66.00円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△13,644	65,998
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期利益又は 普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△13,644	65,998
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、適用による当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

（重要な後発事象）

（株式会社グリットとの吸収合併について）

当社は、2021 年 11 月 12 日開催の取締役会において、2022 年 1 月 31 日を効力発生日として、株式会社グリット（以下「グリット」という。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併に関する合意を決議し、2021 年 11 月 30 日に契約を締結し、2022 年 1 月 31 日付でグリットを吸収合併いたしました。

1 合併の目的

グリットは、株式会社グリットパートナーズ及び株式会社GHIにより、当社株式取得のための特別目的会社として、2021 年 6 月 7 日に設立されました。

当社及びグリットの親会社である株式会社グリットパートナーズがそれぞれの強みを有する戸建分譲事業及び収益不動産の売買事業を協業して展開することで、住宅不動産市場において更なる存在感を発揮し成長することを目的として、本合併を行うものであります。

2 合併の要旨

（1）合併の日程

合意の取締役会決議日	2021 年 11 月 12 日
契約締結日	2021 年 11 月 30 日
実施日（効力発生日）	2022 年 1 月 31 日

※本合併は、当社においては会社法第 796 条第 1 項の規定に基づく略式合併であるため、株主総会の承認決議を経ずして合併を決定しております。

（2）合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、グリットは解散いたします。

（3）合併による割当ての内容

グリットの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 0.00050163 株を割当て交付いたします。

（4）合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3 被合併法人の概要

名称	株式会社グリット
所在地	東京都港区赤坂三丁目 2 番 12 号 赤坂ノアビル 7 F
事業内容	有価証券の取得
代表者の役職・氏名	代表取締役 三宅雄也
大株主及び持株比率	株式会社グリットパートナーズ 57.65% 株式会社GHI 34.22%

4 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

5 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）を適用し、グリットを取得企業とする会計処理を予定しております。

6 引継資産・負債の状況

合併期日（効力発生日）において、グリットの資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎいたしました。

7 吸収合併存続会社となる会社の概要（2021 年 11 月 30 日時点）

名称	株式会社 Liv-up
所在地	東京都港区三田一丁目 4 番 28 号
事業内容	居住用不動産及び収益用不動産の開発販売
代表者の役職・氏名	代表取締役 内藤雅之
大株主及び持株比率	株式会社都市構想 49.99% 株式会社グリット 42.69% 内藤雅之 7.32%
資本金の額	10,000 千円

(株式会社都市構想との吸収合併について)

当社は、2022 年 2 月 10 日開催の取締役会において、株式会社都市構想（以下「都市構想」という。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併に関する合意を決議し、同日に 2022 年 3 月 30 日を効力発生日とする合併契約を締結いたしました。

1 合併の目的

グループ体制の整理及び経営効率の向上を目的として、都市構想を吸収合併することとしたものであります。

2 合併の要旨

(1) 合併の日程

合意の取締役会決議日	2022 年 2 月 10 日
契約締結日	2022 年 2 月 10 日
実施日（効力発生日）	2022 年 3 月 30 日（予定）

※本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であり、都市構想においては会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式合併であるため、いずれも株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、都市構想は解散いたします。

(3) 合併による割当ての内容

本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3 被合併法人の概要

名称	株式会社都市構想
所在地	東京都新宿区西新宿三丁目 5 番 3 号 西新宿ダイヤモンドパレス 306 号
事業内容	株式、社債等有価証券の保有、運用及び売買等の投資業務
代表者の役職・氏名	代表取締役 三宅雄也
大株主及び持株比率	株式会社 Liv-up 100.00%

※都市構想は、当社を存続会社、株式会社グリットを消滅会社とする吸収合併に伴い、2022 年 1 月 31 日付で当社の完全子会社となりました。

4 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

5 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）を適用し、当社を取得企業とする会計処理を予定しております。

6 引継資産・負債の状況

合併期日（効力発生日）において、都市構想の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぐ予定となっております。

7 吸収合併存続会社となる会社の概要（2022 年 2 月 10 日時点）

名称	株式会社 Liv-up
所在地	東京都港区三田一丁目 4 番 28 号
事業内容	居住用不動産及び収益用不動産の開発販売
代表者の役職・氏名	代表取締役 内藤雅之
大株主及び持株比率	株式会社グリットパートナーズ 16.89% 株式会社 GHI 10.03%
資本金の額	10,000 千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022 年 2 月 10 日

株式会社 Liv-up

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 資 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Liv-up の 2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までの第 20 期事業年度の第 1 四半期会計期間（2021 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2021 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Liv-up の 2021 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は 2022 年 1 月 31 日付けで株式会社グリットを吸収合併した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は 2022 年 2 月 10 日開催の取締役会において、株式会社都市構想を消滅会社、会社を存続会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で 2022 年 3 月 30 日を効力発生日とする合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関

する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。